

平塚市議会が「著作権侵害」を理由に 市民のYouTube告発動画を削除要請か 投稿者が反論：法的根拠なき「著作権システムの濫用」を 指摘し公開質問状を提出



ヒラツカライター 様

あなたの動画に対して、著作権侵害による削除通知を受け取りました。適用される著作権法に基づき、次の動画を YouTube から削除しました。

動画のタイトル: 議会中に市民を恫喝する平塚市議会議員

動画の URL: https://www.youtube.com/watch?v=kDn1S_7LLK8

削除リクエストの提出者: 平塚市議会

連絡先情報: gikai@city.hiratsuka.kanagawa.jp

動画のタイトル: 【告発】山原栄一議員による威圧的言動の記録（平塚市議会議員）

動画の URL: <https://www.youtube.com/watch?v=m9vJBdo1K-E>

削除リクエストの提出者: 平塚市議会

連絡先情報: gikai@city.hiratsuka.kanagawa.jp

この動画は YouTube で視聴できなくなります。

この削除通知について詳しくは、copyright@youtube.com までメールでお問い合わせください。



動画を再生できません

平塚市議会 さんからの著作権侵害による削除通知を受けて、この動画は削除されました



概要

行政および議会の監視活動を行う市民ライター「ユスケンラボ（ヒラツカライター）」は、平塚市議会の公式委員会（議会運営委員会）における議員の言動を記録した音声を含む動画をYouTube上に投稿しました。

しかし、動画公開後、平塚市議会事務局の公式メールアドレス（gikai@city.hiratsuka.kanagawa.jp）から、YouTubeプラットフォームに対して「著作権侵害」を理由とした削除要請が行われ、該当動画が強制削除されるとともに、投稿者アカウントにペナルティ（著作権ストライク）が科されました。

日本の著作権法第40条第1項（政治上の演説等の利用）において、地方公共団体の公開の議場における陳述は、誰でも自由に利用できると定められています。また、本動画の音源は傍聴人が自ら録音したオリジナルであるため、市議会側に著作権は存在しないと考えられます。

客観的な法的根拠を欠いた状態での削除要請は、議会にとって不都合な事実の公表を不当に制限する「著作権システムの濫用」および市民への「言論抑制」に繋がりがねない重大な事案です。これに対し投稿者は、平塚市議会（議会局）へ削除要請の意思決定プロセスおよび法的根拠を問う「公開質問状」を提出。同時にYouTubeへ異議申し立て（カウンターノートイス）を行い、対抗措置を開始しました。

今後の見通しとYouTube上の手続きについて

投稿者（ヒラツカライター）はすでにYouTubeに対し、法的に有効な異議申し立て（カウンターノートイス）を提出済みです。YouTubeの規約に基づき、平塚市議会側が10日以内に裁判上の手続き（訴訟提起など）をとった証明をYouTube側に提示しない場合、削除された告発動画は自動的に元のURLで再公開（復元）される仕組みとなっています。

公権力である市議会が、市民の独自の録音に対して、実際に民事訴訟へと踏み切るのか、それとも訴訟を起こせず動画の再公開を許すのか、その対応期限に注目しています。

本件のタイムライン（経緯）

・2026年5月8日：市議会・議会運営委員会での事案発生

平塚市議会・議会運営委員会の審議中、山原栄一副委員長（湘南フォーラム絆）が傍聴席に向かって大声で注意・威圧する事案が発生。なお、数田俊樹委員長（清風クラブ代表）は「ハラスメントには当たらない」との認識を示している。

・2026年5月15日：独自録音に基づく動画の投稿

広く公益に資するため、傍聴席から独自に録音した音声を用いた告発動画（計2本）をYouTubeに投稿。

・2026年7月16日：市議会事務局名義による動画削除

平塚市議会事務局の名義・公式アドレスよりYouTubeへ著作権侵害の申し立てがあり、動画が強制削除される。

・2026年7月16日（同日）：公開質問状の送付および異議申し立て

行政手続き：神奈川県電子自治体共同運営システム（e-kanagawa）を通じて、平塚市議会事務局（議会局）へ「削除の法的根拠」と「意思決定プロセス（決裁の有無）」を問う公開質問状を送信（現在「処理待ち」ステータス）。

プラットフォーム対応：YouTubeに対し、著作権法第40条および独立録音を根拠とした異議申し立て（カウンターノートイス）を提出。機械的フィルターを突破し、現在「審査待ち（手動レビュー）」ステータスに移行。

本件における法的な問題点と社会的論点

1. 著作権法第40条第1項への違反（制度の不適切な利用）の疑い

地方議会の公開の場での発言は、法律上「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と明記されています。市議会が自ら録音・配信したデータではない「市民個人の生録音データ」に対して著作権を主張し、プラットフォームの削除機能を執行させた行為は、客観的・法的な根拠を欠いた不適切な申し立てである疑いが極めて濃厚です。

2. 公的リソースの私的運用の疑いと地方自治体のガバナンス欠如

議会の適正な議決や議長・事務局長等の正式な決裁プロセスを経ずに、一部の意向や独断によって「議会事務局」という公的組織の名義および公式メールアドレスを動かし、市民の言論を制限したとすれば、それは公的リソースの私的運用にあたり、地方自治体のガバナンスとして看過できない重大な問題です。

3. 全国の議会ウォッチ活動・表現の自由への脅威（SLAPP行為の懸念）

本件のような政権・議会側に不都合な可視化動画を「傍聴規則」や「内規」を盾に、上位法律である著作権法を歪めて片端から削除する手法が容認されれば、全国の地方自治体における市民の監視活動や表現の自由を著しく萎縮させる悪しき前例（SLAPP行為：市民活動を威圧するための不当訴訟・手続き）になってしまいます。

提供可能な確実な証拠（全4点）

本件の取材をお受けするにあたり、客観的な事実関係を証明する以下の確実な証拠資料（音声データ・画像・PDF）一式を提供可能です。

1. 当日の委員会における威圧的言動の音声データ（オリジナル録音）
2. YouTube側から届いた「平塚市議会事務局名義」での著作権侵害申し立て・通知通知画面の写し
3. e-kanagawaを通じて平塚市議会に公式送信した「公開質問状」の控え（受領証明）
4. YouTubeへ提出した異議申し立て（カウンターノティス）の受領通知および現在のステータス画面



お問い合わせ

情報提供者： ヒラツカライター(西久保 祐輔)

メールアドレス： yusukenlab@gmail.com

X（旧Twitter）アカウント： https://x.com/yusuken_lab

note： https://note.com/yusuken_labo

